

福山市に派遣される職員の給与の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十一号

福山市に派遣される職員の給与の特例に関する規則を廃止する規則

福山市に派遣される職員の給与の特例に関する規則（平成十年広島県人事委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年四月一日から施行する。